

49	福祉保健局	救急・周産期・小児医療等の一層の充実
事業概要	<p>都における救急医療体制は、入院を必要としない軽症患者に対する初期救急医療機関、入院を要する中等症患者に対する二次救急医療機関、生命危機を伴う重篤患者に対応する三次救急医療機関を基本に整備を図っている。</p> <p>特に小児救急については、重篤な小児の救急患者に迅速な対応ができるよう、高度な医療を提供する医療機関のネットワーク構築に取り組んでいる。</p> <p>また、周産期医療体制については、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な医療提供体制を整備することにより、安心して子供を生み育てることができる環境づくりの推進に努めている。</p> <p>さらに、災害医療体制については、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の整備を図っているほか、被災時に多数傷病者などの救命処置等を災害現場で行う「東京DMAT」の編成及び運営を行っている。</p>	
これまでの経過	<p><b>救急医療対策</b></p> <p>平成11年度 休日・全夜間診療事業（救急医療機関に24時間365日入院可能な病床を確保）開始（平成21年4月1日現在256病院を指定）</p> <p>平成13年度 休日・全夜間診療事業（小児科）開始</p> <p>平成21年度 地域救急搬送体制整備事業（「救急医療の東京ルール」に基づく地域救急医療センター及び救急患者受入コーディネーターの設置）開始（平成21年度9圏域35病院整備）</p> <p>平成22年度 島しょ圏域を除く全ての地域で東京ルールに基づく搬送調整を開始</p> <p><b>周産期医療対策</b></p> <p>平成8年度 国周産期医療対策事業開始</p> <p>平成9年度 都周産期医療協議会の設置、都周産期母子医療センター指定・認定、都周産期医療対策事業開始</p> <p>平成12年度 多摩地域周産期医療連携強化事業開始</p> <p>平成17年度 周産期医療施設オープン病院化モデル事業実施（19年度まで）</p> <p>平成20年度 東京都母体救命搬送システムの運用開始（スーパー総合周産期センターの指定）、周産期連携病院の指定</p> <p>平成21年度 周産期搬送コーディネーターの設置</p> <p>平成22年度 東京都周産期医療体制整備計画の策定 多摩新生児連携病院の指定 NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援モデル事業開始（平成23年度まで）</p> <p><b>災害医療対策</b></p> <p>昭和60年度 東京都災害拠点病院の整備開始</p> <p>平成16年度 東京DMATの発足（平成21年度19病院に整備）</p> <p>平成19年度 災害拠点病院エレベーター閉じ込め防止対策事業及び医療施設（東京都指定二次救急医療機関）耐震化促進事業の開始</p> <p>平成22年度 災害拠点病院の指定（70施設）、東京DMAT指定病院（22施設）</p>	

## 救急医療対策

## ・ 地域救急搬送体制整備事業

「救急医療の東京ルール」の一環として、地域の救急医療の中核となる「東京都地域救急医療センター」(平成23年現在12圏域71病院)を整備するとともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を配置し、救急医療機関を始めとする関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる体制を整備している。

## 小児救急医療対策

## ・ こども救命搬送システムの運用

こども救命センターを4か所指定し、平成22年9月からこども救命搬送システムの運用を開始している。

## ・ 小児医療ネットワークモデル事業

小児医療資源が減少している状況において、既存の医療資源を活用し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークの構築を検討している。

## 周産期医療対策

## ・ 東京都の中長期的な周産期医療提供体制の整備指針として、「東京都周産期医療体制整備計画」(計画期間：平成22年度から5か年)を策定した。NICU病床の整備目標を320床(平成26年度末までに)と設定した。

《平成23年5月1日現在 279床》

## ・ 東京都母体救命搬送システムの創設

救命救急センターと総合周産期母子医療センターとの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター(スーパー総合周産期センター)」を3施設指定し、平成20年度から運用を開始した。さらに、平成23年2月には都立多摩総合・小児総合医療センターを4箇所目の「スーパー総合周産期センター」として指定した。

## ・ 周産期搬送コーディネーターの配置と搬送部会の設置

総合周産期母子医療センターの管轄地域内では受入困難な母体・新生児搬送事例について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを平成21年8月から配置した。搬送部会において検討し、システム改善など行っている。

## ・ 周産期医療ネットワークグループの構築

周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を構築し、妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりを行う。都内8グループに分け、現在のところ6グループで立ち上げを行っている。

## ・ 周産期連携病院の指定

地域において、ミドルリスク妊婦や休日・夜間等の妊産婦の緊急搬送に対応するため、周産期母子医療センターと連携して患者の受入れを担う「周産期連携病院」を10病院指定した。

## ・ 多摩新生児連携病院の指定

多摩地域の新生児受入体制の強化を図るため、早産児や低出生体重児など比較的高いリスクの新生児に対応できる「多摩新生児連携病院」を1病院指定した。(平成23年9月1日)

## ・ NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援

周産期母子医療センターにおけるNICUの確保を図るため、在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を実施するための取組をモデル的に実施し、支援するための検討を行っている。

現在の進行状況	<p>災害医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえ、東京都地域防災計画の修正や東京都保健医療計画の改定に反映するための検討を開始した。</li> <li>平成 23 年度補正予算で措置した災害医療活動車両について東京 D M A T 指定病院への整備を進めている。</li> </ul>	
今後の見通し	<p>救急医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「救急医療の東京ルール」の更なる具体化を図るとともに、地域救急搬送体制整備事業の拡充を進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ルール 1：救急患者の迅速な受入れ</li> <li>ルール 2：「トリアージ」の実施</li> <li>ルール 3：都民の理解と参画</li> </ul> </li> </ul> <p>小児救急医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども救命搬送システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>こども救命搬送システムについて、小児医療協議会等において検証を行うとともに、着実に取組を進めていく。</li> </ul> </li> <li>小児医療ネットワークモデル事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>小児三次救急を担う都立小児総合医療センターと地域の小児二次救急医療機関において、情報システムを活用した連携の仕組みづくりを進めていく。</li> <li>また、地域医療の中心を担う診療所と小児二次救急医療機関との医療連携の仕組みづくりを進めていく。</li> </ul> </li> </ul> <p>周産期医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、NICU病床の整備を進めるとともに、周産期連携病院の拡充や周産期医療ネットワークグループにおける連携体制の構築を行い、患者のリスクに応じた医療提供体制の強化を行っていく。</li> <li>東京都母体救命搬送システム、周産期搬送コーディネーター事業について、周産期医療協議会等において検証を行うとともに、着実に取組を進めていく。</li> <li>平成 22 年度から実施しているNICUからの円滑な退院に向けた取組を支援するモデル事業の効果を踏まえて今後の展開について検討を行っていく。</li> </ul> <p>災害医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害を最小化させるための初動医療体制の整備に努める。</li> <li>医療機関や警察・消防・区市町村との情報共有や詳細な役割分担のための仕組みづくりを検討する。</li> <li>地域災害拠点中核病院を中心とした後方医療施設のネットワーク化を図る。</li> <li>東日本大震災を踏まえ、災害時の相互応援協定等の見直しを進める。</li> </ul>	
問い合わせ先	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課	電話 03-5320-4427